

## 福咲スマイル商品券取扱店募集要領

### 1. 目的

福咲スマイル商品券を発行することにより、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰により影響を受けた経済の活性化を図るとともに、地域住民の生活を支援することを目的とします。

### 2. 商品券の発行について

(1) 名称 福咲スマイル商品券（以下「商品券」という。）

(2) 発行者 福崎町

(3) 商品券発行の概要

- ・令和4年10月31日時点で福崎町に住民登録のある者、及び令和4年11月1日から令和5年2月28日までの転入者、出生者に対して、1人につき5,000円分の商品券（1,000円×5枚）を支給
- ・発行総額 商品券の額面 94,000,000円（予定）

### 3. 商品券の利用について

(1) 福崎町が登録した商品券取扱店（以下「取扱店」という）に限り利用可能とします。

(2) 使用期間 令和4年12月20日から令和5年3月31日まで

### 4. 商品券の取扱について

(1) 商品券を現金化することはできません。

(2) 商品券の額面に満たない利用の時のつり銭は支払えません。

(3) 商品券の額面を超える利用の時は、不足分は現金等で受け取ってください。

(4) 使用期間が過ぎても使用されなかった商品券は無効とし、金銭に引き換えることは一切しないで、商品券は受け取らないでください。

(5) 次のものは商品券の利用対象になりません。

- ・各種金券類（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）、宝くじ、株券、金融保険業、たばこなど
- ・取扱店自ら事業上取引（商品仕入等）に利用すること。
- ・出資や債務の支払い（税金、振り込み手数料、電気、ガス、水道料金等）
- ・不動産に関わる支払い

### 5. 取扱店の参加資格

福崎町に店舗等を持ち、次の事項に該当する事業者に関し商品券を取り扱えるものとする。

(1) 営業許認可等が必要な事業者については各法令に基づく適正な許認可を受けていること。

(2) 商品券の取り扱いが可能な事業者であること。

(3) 役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者でないこと。

(4) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている

事業者でないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する営業を行っている事業者でないこと。

#### 6. 取扱店の責務

(1) 取扱店が明確になるように、福崎町が配布するポスター・幟等を利用者が分かりやすいように提示すること。

(2) 商品券は偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合、また、他店の押印や記名がある商品券は、受取を拒否するとともにその事実を福崎町長へ速やかに報告すること。

(3) 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は行わないこと。

(4) 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、及び滅失は取扱店の責務とします。

(5) 取引上で知り得た利用者のプライバシー、個人情報等に関する事項を守秘すること。

#### 7. 換金について

(1) 換金期限 令和5年4月10日までに請求すること。

※期限が過ぎた場合の換金は、すべて無効とします。

(2) 換金方法 取扱店は利用者から受け取った商品券に記名・押印し、福咲スマイル商品券取扱店換金請求書とともに役場地域振興課へ提出すること。福崎町は提出された書類の内容を確認後、取扱店の登録された預金口座へ振込むものとします。支払日は町が指定した日とします。(振込は月1回とし、毎月10日請求締切、月末支払)

(3) 換金手数料 無料

#### 8. 申し込みについて

(1) 令和4年11月15日までに、福咲スマイル商品券取扱店登録申請書(以下「申請書」という)を役場地域振興課へ提出し取扱店登録の申し込みを行ってください。複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。申請書は町ホームページでダウンロードできます。(上記締切日以降の申込については、地域振興課にご相談ください。)

(2) 申請後、福崎町が審査を経て承認し、取扱店として登録を行います。

(3) 商品券購入者へ取扱店を公表します。

(4) 登録料は無料です。

#### 9. 登録の取り消しについて

この募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により福崎町に損害が発生した場合は請求する場合があります。

#### 10. その他

本要領に定めるものの他、必要な事項については、福崎町地域活性化商品券事業実施要綱の規定に準じます。

#### 11. 問い合わせ先

福崎町役場 地域振興課

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116-1

電話：0790-22-0560 FAX：0790-23-0687

メール：chiiki@town.fukusaki.lg.jp